

(三) スバの行為アリタル場合  
(四) 労働階級ノ利害ヲ代表スルニ産階級解ニ連動ノ精神ニ達スル階級道徳ヲ授儀  
シタル場合  
但シ執行委員会ニ於テノ除名処分ニ不服ノ場合大会ニ控訴スルコトヲ得

(一) 工場 分会

第七 條 同一工場ニ於テ組合員五名以上ニ達シタル場合ハ工場分会ヲ組織スルモノトス  
第八 條 工場分会ヲ組織セントスル場合ハ分会ノ規程及役員名簿ヲ執行委員会ニ  
提出シ承認ヲ求ムルモノトス

第九 條 工場分会ハ執行委員会ノ統制ニ從ヒ工場内ニ於テ労働組合ノ事業ヲ遂行  
スルモノトス

第十 條 工場分会ニ總會及幹事会ノ二ツノ機關ヲ置ク  
第十一 條 工場分会ニ役員トシテ幹事長一名 会計一名 幹事若干名ヲ置ク (

此等ニ應ジテ常任幹事ヲ選ク事ヲ得)  
第十二 條 工場分会ノ費用ハ分会会計上ノ負担ス  
第十三 條 同一地域ニ於テ工場分会ニ屬セザル組合員五名以上ニ達シタル場合ハ

地域分会ヲ組織スルコトヲ得  
第十四 條 地域分会ノ資格ヲ 權利義務ハ工場分会ノ規定ヲ準用ス。

第十五 條 工場分会内規骨子ハ別ニ之ヲ定ム

概 要 (大会)

第十六 條 (一) 大会ハ本組合ノ組織機關ニシテ毎年一回定期ニ召集シ、執行委員会  
之ヲ召集ス。但シ執行委員会之ノ呼出ト認メタル時又ハ所屬組合員  
三分ノ一以上ノ請求アリタル時ハ臨時ニ召集スルモノトス (二) 大会ハ代議員  
及執行委員ヲ以テ召集ス。但シ執行委員ハ決議權ヲ有セス。

第十七 條 (一) 代議員ハ各工場分会ニ於テ左ノ割合ヲ以テ選出ス  
組合員定額 組合員二十名近ハ一名  
五十名近ハ二名

五十名以上ハ五十名ヲ増ス毎三一名 其ノ餘數三十名ニシタル時ハ一名 (二)  
代議員ノ選出方法ハ各工場分会ニ於テ適宜ニ之ヲ定メ選出候其資格ヲ認め  
スル信託状ハ大会ニ提出スルモノトス

第十八 條 大会ハ代議員定額ノ三分ノ二以上出席スルニ非サレバ成立セス  
第十九 條 大会ハ副議長ハ大会出席代議員中より選出ス

第二十 條 大会書記及左ノ大会各種委員ハ大会ノ議長之ヲ選任ス (一) 資格審査委員  
(二) 議事委員 (三) 法規委員 (四) 召集委員 (五) 会計審査委員  
執行 委員会